特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三浦市は、後期高齢者医療に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三浦市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務					
②事務の概要	この事務は、次に掲げることを行う。 (1) 後期高齢者医療事業特別会計の経理に関すること。 (2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収及び還付に関すること(市長の指定したものを除く。)。 (3) 後期高齢者医療出度の普及啓発に関すること。 (4) 後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。 (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第58条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 (6) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務					
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名・納付システム、中間サーバー、統合宛名システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。)					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
宛名情報ファイル、被保険者台	合帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第一の59 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令第46条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表 第二の83の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表 第二の82の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健福祉部 保険年金課					
②所属長の役職名	保険年金課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	三浦市 市民部 市民協働課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

三浦市 保健福祉部 保険年金課 三浦市城山町1番1号 046-882-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			1年6月20日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和1年6月20日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書		i点項目評·	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 引 基礎項目評価書及び 目評価書において、リスク	
されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供は	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの)委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供を	·除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]接網	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・問	答					
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

· 文文画//								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の83の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の82の項	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の83の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の82の項	事後				